



北秋田市し尿処理施設（4月1日供用開始）

組合史年表（抜粋）

- 1964年1月 鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町、上小阿仁村が組合でし尿処理施設をつくるための協議を行う。
- 同年11月 鷹巣町外2か町村の組合設立総会（鷹巣町、森吉町、上小阿仁村）以後、1965年に合川町、1968年に阿仁町が加入。
- 1967年1月 し尿処理施設建設工事竣工
- 同年3月 米代流域衛生センター落成式
- 1968年10月 ニツ井町と藤里町が加入、鷹巣町他6か町村衛生施設組合とする。
- 1978年11月 し尿処理施設改修工事完了
- 1994年3月 し尿処理施設建設工事竣工
- 同年6月 米代流域衛生センター落成式
- 2005年3月 名称を北秋田市周辺衛生施設組合
- 2020年2月 組合解散式
- 同年3月 組合解散

北秋田市の家庭からくみ取りされたし尿や浄化槽汚泥は、これまで北秋田市・能代市（旧ニツ井町地区）・藤里町・上小阿仁村の4市町村で構成される北秋田市周辺衛生施設組合が運営する「米代流域衛生センター」で処理を行っていました。

米代流域衛生センターは、平成6年4月の供用開始から23年が経過しており、老朽化に伴う維持補修費の増加などから、令和2年3月31日をもって運転を停止し、組合も解散することとなりました。旧し尿処理施設の竣工から、米代流域衛生センターの施設更新を経て、56年間の長きにわたる生活衛生の保全に努めてきた歴史に幕を閉じることとなります。

今後のし尿や浄化槽汚泥は、施設の運転停止・組合解散にあわせて整備を進めてきた「北秋田市し尿処理施設」で処理することとなり、現在、新施設では試運転を行っております。

新施設は、環境学習のための見学設備を有する充実した施設となっており、焼却施設や下水処理場と連携した効率的・安定的な処理体制の構築を目指し、令和2年4月1日より供用を開始します。

☎ 生活課環境係 ☎62-1110

北秋田市し尿処理施設の供用開始 衛生施設組合の解散

4月1日から し尿のくみ取り料金の改定について

北秋田市のし尿のくみ取り料金について、適正な収集運搬業務を継続していくため、令和2年4月1日より、次のとおりし尿のくみ取り料金が改定されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

現：基本料金 1,296円/180L(税抜) 従量料金 7.2円/L(税抜)

新：基本料金 1,512円/180L(税抜) 従量料金 8.4円/L(税抜)

☎ 生活課環境係 ☎62-1110

し尿のくみ取りの依頼は各業者へ直接お問合せください。

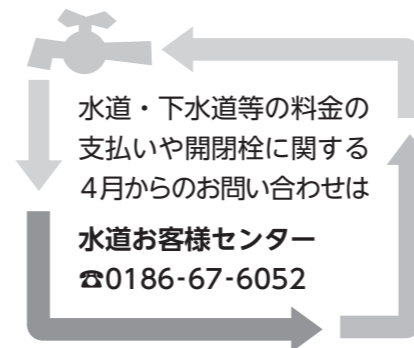
業者名	電話番号	担当区域
(有)鷹阿二清掃興業	0186-62-1553	鷹巣、森吉、阿仁
(株)二幸共同黄金社	0186-72-3422	合川、森吉
(有)みらい環境	0186-62-2439	鷹巣

4月1日から「水道お客様センター」を開設します

【お問合せ】（3月中）上下水道課業務係 ☎72-3113
（4月から）水道局経営係 ☎62-1133



上下水道料金徴収業務を民間事業者へ委託



水道お客様センターの社員や検針員は、身分証を携帯します。不審に思われたときは身分証の掲示を求め、確認してください。

市では、利用者サービスの向上と経営の効率化を図るため、北秋田市水道局を開設し、同時に水道・下水道に関する一部の業務（メーター検針や料金徴収など）を民間事業者へ委託します。

4月1日からは、委託先業者が宮前町庁舎1階に「水道お客様センター」を開設します。これまで市役所で行っていた水道料金・下水道等使用料の徴収や相談、開閉栓（使用開始・中止）のお申し込みの受付などの業務はすべて「水道お客様センター」で行います。

水道・下水道等の利用や支払いに関する主な変更内容は下記のとおりです。

- ◆委託先 株式会社トータルオフィスマネージメント（本社・横手市十文字町）
- ◆所在地 宮前町庁舎1階
北秋田市宮前町4-15（北秋田市水道局内）
- ◆営業日時 午前8時30分～午後5時15分
（定休日は市役所と同じ）
- ◆業務内容 ①窓口業務 ②水道料金・下水道等使用料の徴収及び相談 ③使用開始・中止・名義変更等の届出受け付け ④給水停止・解除 ⑤①～④に関するお問い合わせ

■コンビニ・郵便局・スマホで支払いができるようになります

令和2年4月発送分の水道料金・下水道等使用料から、金融機関窓口に加え、新たに全国のコンビニエンスストアや東北管内の郵便局で支払うことができます。また、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンやタブレット等の電子機器で読み取り、自宅ですぐに支払えるようになります。

（※利用可能な店舗やスマホアプリは納入通知書に記載されます。）

■水道・下水道の合計額での支払いとなります

令和2年4月発送分の納付書及び引き落としから、水道料金と下水道等（農業集落排水、浄化槽）使用料の合計金額での支払いとなります。また、引き落とされた通帳にも合計金額での記載となります。

■開閉栓のお申し込み先が変更となります

開閉栓の手続きは、電話又は専用WEBページから3日前までに手続きをお願いします。なお、4月1日から、WEB上での水道・下水道の使用開始・中止のお申し込みは「水道お客様センター」専用サイトからになります。

4月からの開閉栓インターネット受付URL
<http://suisui.center.kitaakita/ks/>